

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第68号

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第38号及び第46号から第51号まで」を「第39号及び第47号から第52号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。